

九重町共催及び後援の基準に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、九重町（以下「町」という。）が町以外のものの行う行事を共同開催し、及び後援することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 行事 展覧会、講習会、研究会、競技会その他の集会又は催物をいう。
- (2) 主催 各団体等の意思決定により、自ら事業の実施を計画し行うものをいう。
- (3) 共催 行事の企画又は運営に参加し、共同開催としての責任の一部を負担することをいう。
- (4) 後援 行事の趣旨に賛同し、名義の使用を許可することをいう。

(承諾の基準)

第3条 町長は、次の各号のいずれにも該当する行事について、共催又は後援することができる。

- (1) 共催又は後援承認の対象となる行事の主催者が、次のいずれかに該当すること。
 - ア 国及び地方公共団体
 - イ 学校及び学校の連合体
 - ウ 公共的団体若しくは公益法人又はこれに準ずる団体
 - エ 公益的性格を有し、かつ、団体の存在及び基礎が明確で事業遂行能力を有すると認められるもの
 - オ その他町長が認めるもの
- (2) 町関係機関（以下「担当課」という。）と事前協議を行い、次号に掲げる内容に該当すること。
- (3) 共催又は後援承認の対象となる行事が、次のいずれにも該当すること。ただし、町長が適当と認める場合はこの限りでない。
 - ア 国又は地方公共団体の施策の推進上有益であると認められるもの
 - イ 町の区域又は町に近接する地域において開催されるもの
 - ウ 特定の思想、政治又は宗教的な内容を含まないもの
 - エ 営利、商業宣伝又は売名を目的としないもの
 - オ 公序良俗に反し、又は反するおそれのないもの
 - カ 参加者の安全及び衛生が十分確保できるもの

キ プログラム、ポスター、案内状、パンフレット等がある場合は、行事实施前に提出すること。また、町に対し入場券等の販売における強制委託はしないこと。

ク 九重町暴力団排除条例（平成 23 年九重町条例第 2 号）第 2 条第 1 号から第 3 号までに規定するものの関与が認められないもの

（申請の手続き）

第 4 条 町の共催又は後援を申請しようとするものは、共催・後援承認申請書（第 1 号様式）に事業計画書、収支予算書等の資料を添付して申請しなければならない。

2 申請手続きは、原則として事業を行う 1 か月前までに町長に提出しなければならない。

（共催等の承認）

第 5 条 町長は、前条の申請があった場合は、当該申請の内容を審査し、承認したときは、共催・後援承認、不承認通知書（第 2 号様式）により申請者に通知するものとする。

2 町長は、前項の承認について必要があると認めるときは、条件を付することができる。

（事業計画の変更等）

第 6 条 事業の主催者は、申請時の事業計画を変更し、又は中止しようとするときは、共催・後援変更（中止）申請書（第 3 号様式）を速やかに町長に提出しなければならない。

（承認の取消し）

第 7 条 町長は、第 5 条の規定により共催又は後援を承認した事業が次の各号のいずれかに該当するときは、その承認を取り消し、共催・後援取消通知書（第 4 号様式）により事業の主催者に通知するものとする。

（1）虚偽の申請により申請書の記載事項に虚偽が判明したとき。

（2）行事の内容が、第 3 条に規定する基準等を逸脱するものと認められたとき。

（3）申請者が、承認通知書に付した条件に違反したとき。

2 前項により承認を取り消されたものは、当該行事に関する広告等から共催又は後援の承認を受けた旨の表示を、直ちに削除しなければならない。

（報告）

第 8 条 町長は、必要があると認めるときは、共催及び後援する行事の主催者に対し、実績の報告を求めることができる。

（事務処理等）

第 9 条 共催又は後援の申請に関する受付その他の事務処理については、総務課で処理す

る。なお、第3条第2号のとおり担当課に対し事前協議があり、承認の基準を満たすものと思われる場合、担当課は主催者に対し、この要綱に基づく手続きを行うよう助言しなければならない。

(補則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、共催及び後援の承認に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この告示は、令和7年4月1日から施行する。

第 1 号様式（第 4 条関係）

年 月 日

（あて先）九重町長

申請者住所
申請団体名
主催代表者名
連絡先（電話）

共 催 ・ 後 援 承 認 申 請 書

次のとおり事業を行います。共催・後援について承認いただきたく申請します。

共催・後援	☐ 共 催 ☐ 後 援	
事業の名称		
目 的		
開催期日（期間）	年 月 日（ ～ 年 月 日）	
開催場所		
共催・後援の 依頼内容	☐ 九重町の名称を用いる ☐ その他（ ）	
その他の共催・後援 団体の名称		
担 当 課 (第3条第2号)	課	≪事前協議年月日≫ 年 月 日

※申請手続きは原則として1ヵ月前までに提出しなければなりません。

※申請には町関係機関（担当課）との事前協議が必要です。

第2号様式（第5条関係）

年 月 日

殿

九重町長

共催・後援承認、不承認通知書

年 月 日付けで依頼のありました共催、後援については、次のとおりです。

☐ 1 共催、後援を承認します。

後援の条件

要綱第3条のとおり

ア 国又は地方公共団体の施策の推進上有益であると認められるもの

イ 町の区域又は町に近接する地域において開催されるもの

ウ 特定の思想、政治又は宗教的な内容を含まないもの

エ 営利、商業宣伝又は売名を目的としないもの

オ 公序良俗に反し、又は反するおそれのないもの

カ 参加者の安全及び衛生が十分確保できるもの

キ プログラム、ポスター、案内状、パンフレット等がある場合は、行事实施前に提出すること。また、町に対し入場券等の販売における強制委託はしないこと。

ク 九重町暴力団排除条例（平成23年九重町条例第2号）第2条第1号から第3号までに規定するものの関与が認められないもの

☐ 2 共催、後援を承認いたしかねます。

不承認の理由

要綱第3条に該当しないため

第3号様式（第6条関係）

年 月 日

（あて先）九重町長

申請者住所
申請団体名
主催代表者名
連絡先（電話）

共催・後援承認変更（中止）申請書

年 月 日付け 第 号で承認がありました事業について、次のとおり内容の変更（中止）をしたいので申請します。

共催・後援	☐ 共 催 ☐ 後 援
事業の名称	
変更（中止）内容	
変更（中止）理由	

第4号様式（第7条関係）

年 月 日

殿

九重町長

共催・後援取消通知書

年 月 日付け 第 号で共催・後援を承認した事業について、下記の理由により共催・後援を取り消しますので通知します。

共催・後援	☐ 共 催 ☐ 後 援
取消理由	